

中国残留邦人等の日本語学習等経費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国帰国者等支援法」という。）に基づく中国帰国者等が、日本語の学習や交流事業に参加する際に必要な交通費等の支給について必要な事項を定め、地域における多様なネットワークを気軽に参加できるように支援することで中国帰国者等の社会的・経済的な自立を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、法第2条第1項に規定する者及び中国帰国者等及び中国帰国者等支援法施行規則第10条に規定する親族等で、法第2条第3項に規定する目的により本邦に永住帰国した者（以下「対象者」という。）とする。

(交通費、教材費等の支給)

第3条 市長は対象者が日本語の学習や交流会事業等への参加のため通所するとき、必要な交通費及び教材費を支給する。

- (1) 支給する交通費は、一般的な経路に基づく鉄道・バス等の公共交通機関の実費とし、年間10万円を限度とする。
- (2) 支給する教材費は、年間1万円を限度とする。

(受験料、受講料の支給)

第4条 市長は就労のため資格取得を希望する対象者に対し受講料、受験料を支給する。

- (1) 支給する受講料は、年間20万円を限度とする。
- (2) 支給する受験料は、年間1万円を限度とする。

(対象事業)

第5条 上記対象者に支給できる支援事業は次の各号とする。

- (1) 自立研修センター等通所（学）支援
- (2) 東京都が実施する日本語教室通学支援
- (3) 地域における日本語学習
- (4) 自学自習者に対する支援
- (5) 地域における交流事業参加支援
- (6) 就労に役立つ資格取得支援

(支給手続)

第6条 支給を受けようとする対象者は、申込書(別紙様式1)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第7条 前条の申込があったとき、市長は内容を審査し、速やかに支給決定又は支給不承認を決定し、「日本語学習等経費支給決定通知書」(別紙様式2)又は「日本語学習等経費不支給決定通知書」(別紙様式3)により通知する。

(支給方法)

第8条 前条により支給が決定された対象者が、決定内容に基づく経費を負担した場合には、「日本語学習等経費支給請求書」(様式4)に確認印もしくは領収書等必要書類を添えて市長に提出する。市長は請求書の内容等を確認したうえで、あらかじめ申出を受けた本人の希望する銀行等口座に振り込むものとする。

(交通費及び教材費の算定)

第9条 交通費は、対象者の居住地の最寄り駅等から実施機関の最寄りの駅等までの経路として通常考えられる経路における往復交通費を出席日数に応じて1ヶ月単位で積算し決定する。交通機関は公共交通機関を利用するものとする。
教材費は要した金額を確認のうえ決定する。

(返還)

第10条 対象者が偽り・その他不正の手段により交通費、教材費の支給を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

附則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する

この要綱は、平成26年10月1日から施行する